



第 37 号

平成23年8月1日

発行

牧之原畑地総合整備土地改良区

〒427-0047

島田市中溝町1726-4

☎ (0547) 36-8000(代)

FAX (0547) 36-0830

HP <http://midorinet->

[makinohara.com](http://midorinet-makinohara.com)

ふじのくに美農里プロジェクト 吉沢環境保全会

茶園造成で造られた萌葱色の景観と 農業用水施設を維持管理し環境保全に努めています！



平成21年4月末、菊川市北部の茶処、吉沢地区の畑地用水組合の皆さんが、地域の財産である茶畑の景観と自然環境を維持していくために、吉沢自治会、吉沢子供会、吉沢共有地管理会の皆さんと共に、郷土の農村環境を保全することを目的として「吉沢環境保全会」を発足しました。

この会は、地域の緑豊かな景観を保つための環境保全向上活動、菊川市の基幹作物である茶の生産並びに品質の向上のための農業用施設の点検設備等、農地・水・環境向上活動を実施しています。

具体的には、県営畑総事業で造成された農業用貯水槽、管水路、給水施設の点検整備・周囲の除草作業、また集落間を結ぶ主要道路である一号幹線農道沿いの法面、除草作業、ため池の堤頂の除草、子供会・PTAの皆さんと花の苗の定植などの景観形成を図り、吉沢地区のみなさんが一体となって環境保全活動に取り組んでいます。



ふじのくに美農里プロジェクトとは何ですか？

ふじのくに美農里プロジェクトは、「農地・水・環境保全向上対策」、平成23年度からは「農地・水保全管理支払」の静岡県の愛称です。

県内では、平成23年3月時点で18市町において169の活動組織が取り組んでいます。

また、この活動を活発に推進するために、農地・水・環境向上対策地域協議会が設置され、農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るため、地域ぐるみでの効果の高い共同生活の推進、農業者ぐるみでの先進的営農活動の推進等を行っています。

も
く
じ

- ・ふじのくに美農里プロジェクト..... 1
- ・理事長挨拶/静岡県志太榛原農林事務所長挨拶 2
- ・平成22年度通常総代会報告/理事長表彰/平成21年度決算. 平成23年度予算..... 3
- ・国営造成土地改良施設整備事業（特別監視制度）について..... 4
- ・平成23年度県営事業について..... 5
- ・畑地用水施設災害復旧に関する規程について/賦課金について 6
- ・農地転用. 組合員得喪通知書について..... 7
- ・茶イルドスクール/施設紹介シリーズ第4弾『調整水槽』 8



ごあいさつ

牧之原畑地総合整備土地改良区
理事長(島田市長) 桜井勝郎

組合員、並びに関係の皆様方には、日頃より本事業の推進や土地改良区の運営に御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本年3月の「東日本大震災」は、「地震」「津波」「原発」という三重のかつてない歴史的な大災害により、一瞬にして尊い命や貴重な財産を奪われてしまいました。

被災された皆様には、衷心より哀悼とお見舞いを申し上げます。

ところで、この大災害は今なお各方面、広範囲にわたり、大きな影響を及ぼしています。

ことに当牧之原地区においては、「お茶」に対する放射性物質の問題で、思いもよらぬ「風評被害」をもたらし、まさに「茶業界を揺るがす」事態となっています。

云うまでもなく、牧之原地区の関係各自治体は、共にお茶を「基幹産業」としております。

この時こそ、一時的な「風潮」に動揺せず、脈々と築かれた地域の伝統と特色ある茶業の振興を途切れることなく、関係者、関係機関が常に情報を共有し、連携・協調をとりあっているかなければならないと思います。

本年4月下旬、国会で「お茶の振興に関する法律」(お茶振興法)が成立しました。

この法律により、お茶の生産振興はもとより、お茶の文化振興、食育の推進、輸出の促進等を高めていこうというもので、お茶というものが法律で位置づけされたことは、たいへん意義あるものであり、今後の国の具体的な政策展開に期待をするところです。

申し遅れましたが、本年度の国・県営事業関係ですが、まず、昨年度新規に国営事業として要望し採択が見送りとなっていました施設の機能回復を図るための事業が、お陰様で、本年度着手の運びとなりました。あらためて関係皆様の御理解と御尽力に厚く感謝申し上げます。

また、県営事業につきましては、事前に県、関係市と地元との十分な調整により、施工地区の実情に沿ったものとなっています。

最後に、関係の皆様には、引き続き今後とも牧之原地区の茶業をはじめとする農作物安定生産のための農業基盤整備事業への更なる御支援と御協力をお願い申し上げ御挨拶と致します。



ごあいさつ

静岡県志太榛原農林事務所
所長 小澤俊幸

日頃から、組合員の皆様をはじめ関係各位の方々には、県行政並びに県営牧之原畑地帯総合整備事業の推進に当たりまして御支援、御協力を賜り、誠に有難うございます。

まずはじめに、今年度最大の懸案事項であった国営造成土地改良施設整備事業「牧之原地区」が新規採択されましたが、これも皆様方の御協力の賜物と感謝申し上げます。

今回の採択により、国営の老朽化施設が整備され、牧之原台地上の畑総受益5,000ha余に農業用水を安定的に供給することが可能となるばかりでなく、防災や防火にも多大な効果が期待されています。

一方、県営施設については建設後相当年数が経過している施設もあるため、今後、機能診断等を行い計画的かつ効率的に更新を行い経費の平準化にも努めていきたいと考えています。

また、県では茶園における農地集積や機械化の導入による管理の省力化、生産コストの低減を目的に基盤整備を推進しておりますが、平成22年度工事により牧之原市勝間田地区上庄内原工区と同市坂部地区ナルコ原工区における区画整理が完了し、現在、5年後の摘採開始に向けて組合員による苗の管理作業が順調に進められています。

上庄内原工区の畑かん施設による水利用は、今年7月以降可能となり、ナルコ原工区については、次年度以降を予定しています。

茶業を取り巻く情勢については、放射性物質による風評被害という新たな課題へも対応していかなければなりません。当事務所におきましては、将来にわたって持続可能な農業を目指して、今後とも関係市や改良区の皆様方と一丸となって対処してまいりたいと考えておりますので、これまで以上に御支援と御協力をお願いします。

結びに、このたびの原発事故に伴うお茶の放射能問題の一刻も早い収束と静岡茶の更なる消費拡大を祈念いたしまして、御挨拶とさせていただきます。

平成22年度 通常総代会 報告

～全議案とも原案どおり可決～

平成22年度通常総代会が、平成23年3月23日、島田市金谷夢づくり会館において開催されました。通常総代会は、午後2時に伊藤壽一副理事長の開会の辞に始まり、桜井勝郎理事長の挨拶の後、理事長表彰を行い、当日ご臨席いただいたご来賓の方々から祝辞が述べられ、議事へと入りました。議事は、議長に菊川市の堀和弘総代が選出され、承認議案の平成21年度決算及び平成22年度補正予算関係、議決議案の平成23年度予算関係など、全30件が上程され、全議案いずれも原案どおり承認、可決決定され、通常総代会は滞りなく終了しました。

● 理事長表彰 —13畑地用水組合に— ●

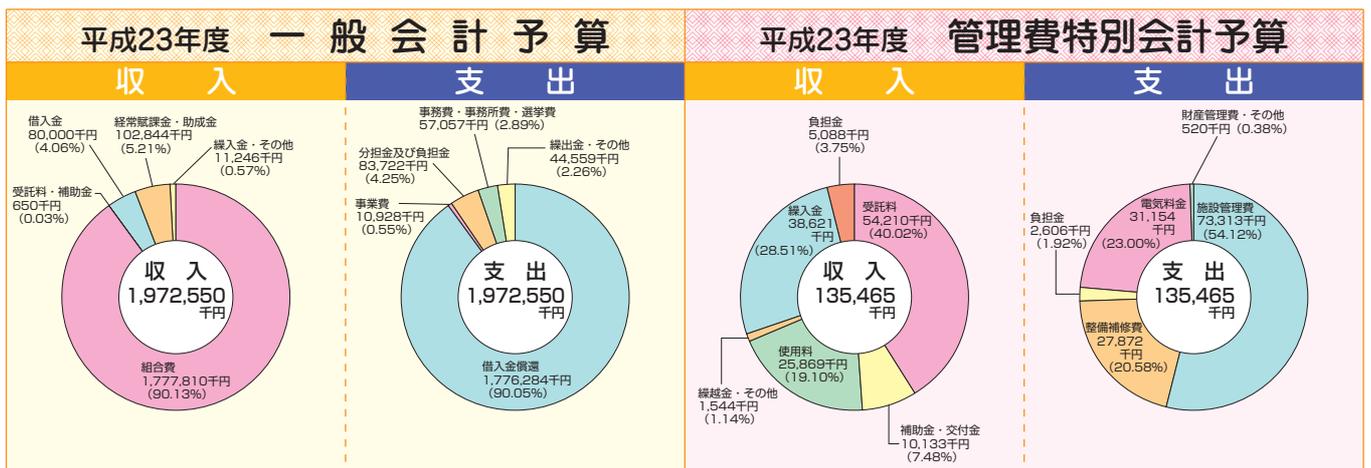
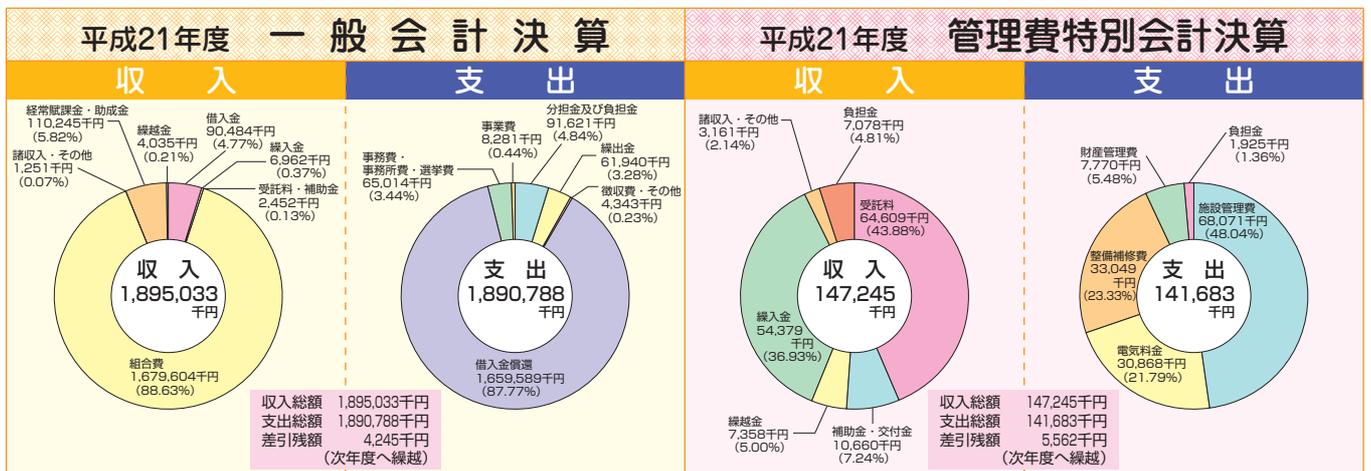
平成22年度通常総代会において、15年以上水利施設の適切な維持管理に努め、その運営が他の模範となる組合に対して、その功績を称える理事長表彰が行われました。この表彰は、土地改良区表彰規程に基づき、対象となる個人、組合を理事長が総代会において表彰するものです。

◆受賞者（敬称略.順不同）◎組合表彰：13組合

- | | |
|----------------------|-------------------|
| 水呑畑地用水組合 [相良] | 鬼女新田中央畑地用水組合 [相良] |
| 野田打畑地用水組合 [相良] | 佐次郎畑地用水組合 [相良] |
| 大沢原畑地用水組合 [榛原] | 第11工区畑地用水組合 [掛川] |
| 白檉畑地用水組合 [掛川] | 第17工区畑地用水組合 [掛川] |
| 北原畑地用水組合 [浜岡] | 浜岡17-2畑地用水組合 [浜岡] |
| 新谷畑地用水組合 [御前崎] | 原世戸畑地用水組合 [御前崎] |
| 小笠3-1ブロック畑地用水組合 [小笠] | |



受賞された畑地用水組合の代表の方々



今年度より着手

～国営造成土地改良施設整備事業（特別監視制度）「牧之原地区」～

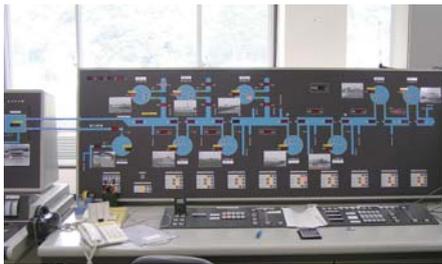
☆特別監視制度とは…

国が造成した基幹的水利施設等のうち既に機能低下が顕著な施設を対象に、国が施設機能の監視を行いつつ、災害や事故の危険性が高い箇所の補修・補強などの対策工事を適時に実施して施設の機能維持を図ることを含めて行う新たな事業制度のこと。

☆事業の概要は…



牧之原揚水機場全景



水管理操作卓

(1)目的

耐用年数が超過し、機能低下している水管理施設・電気設備の更新や腐食により劣化し漏水の危険性がある用水路の改修等を行うことにより施設機能の維持及び維持管理の軽減を図る。

(2)関係市

島田市、掛川市、御前崎市、菊川市、牧之原市

(3)事業内容

- ①主要工事
 - ・川口取水工関連施設の更新
 - ・牧之原揚水機場関連施設の更新
 - ・水路、調整水槽関連施設の更新
 - ・水管理施設の更新

②環境配慮計画「まきのはらお茶街道」構想の推進

(4)総事業費：16億2千万円

(5)補助率

国：2/3（工事諸費等10/10）、県：6/30、市：4/30

(6)工期：平成23～30年（8年間）

☆平成23年度実施事業

(1)事業費：1億3千万円

(2)事業内容

①主要工事

- ・川口取水工
ゲート設備改修工事
- ・5号調整水槽
ディスクバルブ改修工事
- ・局舎改修工事

②「まきのはらお茶街道」構想の推進



▲調整水槽ディスクバルブ

◀川口取水工ゲート設備

牧之原特別監視支所 開設

特別監視制度による国営造成土地改良施設整備事業が今年度からの着手に伴い、基幹的水利施設の機能監視及び工事施工業務を実施するための「牧之原特別監視支所」が、菊川市加茂にある関東農政局西関東土地改良調査管理事務所内に開設されました。

この4月の牧之原特別監視支所開設に伴い、支所長以下2名の職員を配置して、牧之原地区の基幹的水利施設の機能監視及び工事施工業務を行います。



県 営 畑 総 事 業

～平成23年度事業の執行状況～

現 状

本地区は国営牧之原水利事業（昭和49年～平成9年・受益面積5,145ha）の附帯県営事業として、昭和48年から牧之原台地を中心とする5市（掛川市、菊川市、島田市、牧之原市、御前崎市）の茶園5,045.5ha（国営東山口地区99.5haを除く）を対象に、畑地かんがい、農道、農地造成などの生産基盤を整備し、生産性の向上を図ることにより担い手を育成・支援し、全国屈指の茶産地の形成を目指しています。

平成20年度で牧之原地区全域において畑地かんがい用水の利用が可能（第1ステージ（ファームポンドまで）整備率100%）となり、農業経営の合理化による担い手育成など所期の目的が達成されたことから、担い手育成型の現行事業（Ⅰ期）は全て完了しました。（最後の現行事業である牧之原菊川地区は、畑かん給水スタンド1本及び農道開設90m、舗装1.3kmを実施して平成22年度に完了しました。）

平成23年度は、畑かん第2及び第3ステージを整備内容とするⅡ期事業（担い手支援型）（平成17年度～平成25年度）を6地区で実施します。（牧之原朝比奈地区は平成22年度に完了しました。）

畑地かんがい効果発生面積（平成23年4月現在）

ステージ区分	計画事業量 (A)	平成22年度まで (B)	進 捗 率 (B/A)	整 備 率 (B/受益面積)
畑かん受益面積	5,045.5ha	—	—	—
第1ステージ	5,045.5ha	5,045.5ha	100.0%	100.0%
第2ステージ	3,039.9ha	2,896.5ha	95.3%	57.4%
第3ステージ	653.5ha	631.4ha	96.6%	12.5%

畑地基盤整備の実施状況（平成23年4月現在）

工 種	計画事業量	平成22年度まで	進 捗 率	実 施 地 区
農 道	282,868m	282,868m	100.0%	菊川（平成22年度完了）
排 水 路	214,792m	214,792m	100.0%	
区画整理	58.5ha	56.0ha	95.7%	勝間田、鬼女新田、坂部 （平成22年度 面工事完了）
農地造成	129.2ha	129.2ha	100.0%	
農地保全	12.6ha	12.6ha	100.0%	

推進方針

今後は、茶生産における一層の省力化や高品質化を図るために、第2（給水栓）・第3ステージ（スプリンクラー）の整備や担い手を中心とした小規模区画整理をはじめ、新たな地元ニーズに対応した機動的できめ細やかな基盤整備を担い手支援型のⅡ期事業や戦略畑総、県単事業等により推進していきます。



▲菊川440支線農道

畑総牧之原地区年度別予算執行計画（予定）（単位：百万円）

区分	総事業費	～平成22年度	進捗率	平成23年度	平成24年度	平成25年度
Ⅰ期	88,133	88,133	100.0%	—	—	—
Ⅱ期	3,787	2,737	72.3%	334	358	358
合計	91,920	90,870	98.9%	334	358	358

静岡県志太榛原農林事務所

牧の原用水課長 大塚 亜弥彦

「畑地用水施設の災害復旧に関する規程」制定

畑地用水組合が管理している施設が、地震、風水害等の自然災害及び火災などにより被害を受けた場合には、用水組合に対して施設の復旧のための経費を土地改良区が一部負担します。

詳しくは土地改良区・管理課まで。

要件

- ・土地改良区理事長と畑地用水組合との間で締結した「牧之原畑地用水施設管理委託協定書」に基づく対象施設であること。
- ・農業用施設災害復旧事業等での対応が、原則 採択されなかった場合にかぎる。

経費の負担規定

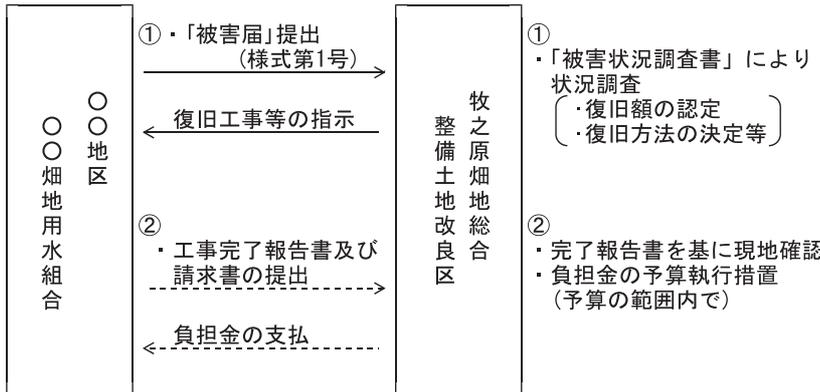
- ・復旧に要する経費が8万円以上の対象施設に対して負担する。
- ・負担額は、対象施設の復旧額の100分の65の額とする。
(農業用施設災害復旧事業等の補助率と同率)
- ・負担額の算定が40万円を超えるときは26万円を上限とする。

※この規程にかかわらず、理事長が特に必要と認めた場合は、5万円以内の額を負担することができる。



駿河湾地震(平成21年8月11日発生)での被害状況

手続方法



※被害届(様式第1号)

被 害 届	
平成 年 月 日	
牧之原畑地総合整備土地改良区理事長 様	
住所	様
組合名	
代表者氏名	
平成 年 月 日に発生した について下記のとおり被害を受けたので、牧之原畑地総合整備土地改良区畑地用水施設災害復旧に関する規程第5条の規定により届けます。	
記	
被害発生場所	工区名:
被害発生年月日	
被害の状況	

維持管理賦課金が変更されます

土地改良区では、これまで畑地用水組合に対しまして農業用水の利用に応じて、維持管理賦課金の納入をお願いしてきました。

今回、行政機関からの指導の下、平成23年4月より下記のとおり変更となりましたのでご了承ください。

なお、料金の徴収方法など下記以外につきましてはこれまでの維持管理賦課金と同様です。

ご不明な点は、土地改良区・業務課までお問い合わせください。

項目	変更前 (平成23年3月まで)	変更後 (平成23年4月から)
名称	維持管理賦課金	用水施設使用料金
料金の算定	使用水量 (m ³) ×10円	使用水量 (m ³) ×10円 + 消費税

特別賦課金について

●賦課金の納入のお願い●

特別賦課金は、**9月末日に口座より引き落とし**させていただきます。

口座引き落としがされなかった場合には、振込による方法となり、振込手数料が掛かることとなりますのでご注意ください。

●繰上償還するには●

毎年9月初旬に、特別賦課金(工事負担金)を賦課させていただいておりますが、組合などの希望により繰上償還を行うことができます。

なお、一部繰上償還ができない場合がありますので、ご希望の方は必ず改良区・業務課に問い合わせの上、改良区へ申請書の提出をお願いします。

当該年度の申請締め切りは毎年6月末日までとなっております。

農地転用・組合員資格得喪の変更などは改良区の手続を！ ～届出書は改良区ホームページからダウンロードできます～

農地を転用する場合は改良区に連絡を

牧之原畑総事業の**受益地を農地以外に転用する**場合には、農振農用地区域の除外認可を受けた上で、**改良区への農地転用手続きが必要**です。

この転用手続きを行わないと、農地法第4条及び第5条の申請をする際に改良区が交付する意見書が添付されないため農地法が許可になりません。

受益地の転用をされる場合は、必ず改良区・業務課までご相談ください。



◎農地転用の手続に必要な書類

◆農地転用通知書<抜粋>

農地転用通知書
 平成 年 月 日
 牧之原畑総整備土地改良区理事長 様
 転用組合員 住 氏 所 印
 転用関係者 (甲)転用者 住 氏 所 印
 (乙)その他の 住 氏 所 印
 権利者 住 氏 所 印

◆確約書<抜粋>

確 約 書
 平成 年 月 日
 転 用 者 住 氏 所 印
 住 氏 名

◆畑かん施工工区の転用に係る確約書①<抜粋>

確 約 書
 平成 年 月 日
 牧之原畑総整備土地改良区理事長 様
 転用組合員 住 氏 所 印
 住 氏 名

項目	確 約 す る 内 容
用地用水施設 の取扱い	用地用水施設の取扱いについては、県志太棟原、中遠農林事務所の指示に従います。
補助金返還	補助金返還が生じた場合には、県の指示に従います。
農地転用決済金	農地転用決済金の納入については、土地改良区で指示された期日までに確実に納入いたします。
用地用水組合	用地用水組合の運営については、全面的に協力します。
組合の同意	上記の確約事項を確認し、同意いたします。 転用者 印 組合長 印 用地用水組合 印

◆畑かん施工工区の転用に係る確約書②<抜粋>

項目	確 約 す る 内 容
用地用水施設 の取扱い	用地用水施設の取扱いについては、県志太棟原、中遠農林事務所の指示に従います。
補助金返還	補助金返還が生じた場合には、県の指示に従います。
農地転用決済金	農地転用決済金の納入については、土地改良区で指示された期日までに確実に納入いたします。
未償還債務	未償還債務の繰上償還については、土地改良区の指示に従います。
特別賦課金	未償還債務の繰上償還が完了するまでの特別賦課金については期日までに確実に納入いたします。
用地用水組合	用地用水組合の運営については、全面的に協力します。
組合の同意	上記の確約事項を確認し、同意いたします。 転用者 印 組合長 印 用地用水組合 印

公共事業による転用も改良区との協議を

公共事業によって**受益地が転用される場合**があります。

事例として、国・県・市道の新設・拡張や公共施設の建設等に受益地を農地転用する事がありますが、この場合、公共事業では農業委員会への転用申請が免除されるため、改良区への協議が提出されない事があります。

組合員の皆様に公共事業による用地買収等の話が
あった際は、畑総事業の受益地である旨を伝えていただき、**改良区へ農地転用の協議をしてください。**

決済金単価の改正について

農地転用決済は、受益農地の農地以外の用途への転用による受益面積減に伴う、残存受益農地（組合員）の負担増の解消のため、即ち公平な負担を保持するために設けられていますので、転用決済について、是非ご理解、ご協力をお願いいたします。

単価内容

水源施設建設事業・国営事業・県営事業・維持管理費各事業の地元負担額を対象としております。

今回の改正のポイントは、県営事業の概ねの完了に伴いまして、対象地区を工区別、畑かん利用施設ごとに区分しました。

継続地区や、その他事業等については、今まで同様の算出方法となります。

平成23年4月1日より適用となっております。

農地転用決済金は譲渡費用と認められます

土地を売却された際に改良区へ支払われた決済金は、**一定の要件を満たす場合は譲渡費用として認められます。**税務署で手続きをすれば、所得税が減額される場合があります。

詳しくは、税務署の資産課税（担当）部門にお尋ねください。

組合員資格得喪通知書の提出について

得喪通知書の提出が必要な場合

組合員は、組合員資格に変更を生じた場合、土地改良法第43条の規定に基づき、「組合員資格得喪通知書」を速やかに改良区へ提出することになっております。

改良区では、その通知書により、改良区が所有する土地原簿を修正していることから、この手続きをされませんと、賦課金などが変更前の組合員に賦課されたり、経営移譲年金受給の際に確認書類の証明ができなくなります。

- ◎経営移譲年金を受給するとき
- ◎農地の売買、贈与、交換など所有権を移転したとき
- ◎農地を農地以外に変更するとき（農地転用）

得喪通知書は改良区に用意してありますが、改良区ホームページからもダウンロードできますので、ご利用ください。

出前授業『茶^{チヤ}イルドスクール』



平成20年度より、静岡県志太榛原農林事務所や、関係市と協力して行っている出前授業「茶イルドスクール」も、今年で3年目を迎えました。

この出前授業は、管内5市（島田市・掛川市・牧之原市・菊川市・御前崎市）の小学校を対象に、牧之原農業用水の概要や牧之原開拓の歴史、お茶全般についての学習を、クイズを通して楽しく学習してもらうことを目的に実施しています。

また、学校近くに農業施設が設置されているところについては、現地での施設見学（スプリンクラー、給水栓など）や散水体験を行い、子供達に直接農業用水に触れてもらう機会も積極的に設けています。

昨年度は、牧之原市萩間小学校他6校で実施しましたが、今年度も管内13校の小学校で出前授業を実施する予定となっています。

※過去の実施状況については、水土里ネット牧之原のホームページよりご覧いただけます。



牧之原農業用水施設の紹介 シリーズ第4弾『調整水槽』

今回で第4回を迎える牧之原農業用水施設の紹介シリーズ。第4弾は『調整水槽』です。調整水槽は、平均で5,000～6,000m³の水を溜めることのできる水槽で、牧之原台地上に10基建設されています。

ポンプで台地上に押し上げられた大井川の水は、第3弾で紹介した金谷吐水槽に一度入り、そこから道路下に埋設されている管水路（最大直径1,350mm）の中を流れて調整水槽まで流れていきますが、一番離れた調整水槽までは約30kmの長旅です。

調整水槽の役割は、ただ水を溜めておくのだけではなく、牧之原台地の高い所から流れてくる水の力（水圧）を和らげるための役目も持っています。

その他に、地震などにより管水路で大規模な漏水が発生した際、水槽から流れ出る水を遮断する機能も持っています。

牧之原台地上で農業用水を守り、安全に畑まで水を送ることができるのは、この調整水槽のおかげなのです。

※10基ある調整水槽の位置や規模などについては、水土里ネット牧之原のホームページ内、『牧之原マップ』から見る事ができるよ！



阪本調整水槽

☎ 電話番号

代 表（夜間休日緊急時連絡先）
0547-36-8000
局 長：0547-32-9901
参 事：0547-32-9902
総 務 課：0547-32-9903
業 務 課：0547-32-9904
管 理 課：0547-32-9905
F A X：0547-36-0830

🌐 ホームページ

各地区のファームポンドの概要が確認できるようになりました。

その他にも随時更新しています。

ぜひ一度ご覧ください。

また、農地転用通知書・組合員得喪通知書・役員交代届などの様式がダウンロードできます。

水土里ネット牧之原

検索

<http://midorinet-makinohara.com>